

民生委員の定数を定める条例について

地域福祉課

1 制定の理由

第3次地方分権一括法が制定され、民生委員法の一部が改正されたことに伴い、民生委員の定数を条例で定めることとされたため。

【施行期日】 平成26年4月1日（1年間の経過措置あり）

区 分	改 正 後	改 正 前
民生委員法 第4条	民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて都道府県の条例で定める。	民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が市町村の区域ごとに、市町村長の意見をきいて定める。

2 条例制定の手順・内容

厚生労働大臣の定める基準を参酌し、あらかじめ市町村長の意見を聴いて、別表のとおり市町村ごとに民生委員の定数を定める。（中核市である長野市を除く。）

厚生労働大臣の定める基準（平成25年7月8日厚生労働省局長通知）

区 分	配 置 基 準
区域担当民生委員	世帯数に応じて配置 <ul style="list-style-type: none"> ・人口10万人以上の市 170～360世帯ごとに1人 ・人口10万人未満の市 120～280世帯ごとに1人 ・町 村 70～200世帯ごとに1人
主任児童委員 [児童福祉関係機関との連絡調整等を行う]	民生委員協議会(*)の規模に応じて配置 <ul style="list-style-type: none"> ・40人以上の協議会 3人 ・39人以下の協議会 2人 *職務に関する連絡・調整等を行う。市には複数、町村には1設置

※定数の設定に当たっては、地域の実情を踏まえた弾力的な設定について留意すること。

3 施行期日

公布の日（平成26年10月23日）

民生委員の概要

【職務】 地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、要援助者（生活保護世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等）が自立した生活を営めるよう相談、助言等の援助等を行う。

【身分】

- ・非常勤特別職の地方公務員（知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱）
- ・無報酬（費用弁償として活動費を支給。県から1人当たり58,200円を市町村に交付。）
- ・児童福祉法の児童委員を兼ねる。

【任期】 3年（現任期 H25.12.1～H28.11.30）

【配置人数】 合計：4,391人（区域担当民生委員：4,010人 主任児童委員：381人）
 長野市：868人（上記合計に含まない。）

(別表)

民生委員 定数

市町村名	定数
松本市	536人
上田市	332人
岡谷市	142人
飯田市	236人
諏訪市	120人
須坂市	119人
小諸市	110人
伊那市	168人
駒ヶ根市	69人
中野市	113人
大町市	84人
飯山市	77人
茅野市	125人
塩尻市	160人
佐久市	230人
千曲市	151人
東御市	81人
安曇野市	216人
小海町	19人
佐久穂町	44人
川上村	13人
南牧村	12人
南相木村	7人
北相木村	6人
軽井沢町	42人
御代田町	35人
立科町	23人
長和町	29人
青木村	17人
下諏訪町	57人
富士見町	43人
原村	24人
辰野町	56人
箕輪町	59人
飯島町	25人
南箕輪村	30人
中川村	16人
宮田村	19人
松川町	29人
高森町	28人
阿南町	23人
阿智村	26人
平谷村	4人
根羽村	7人
下條村	10人
売木村	4人
天龍村	12人
泰阜村	9人
喬木村	18人
豊丘村	17人
大鹿村	8人

市町村名	定数
上松町	20人
南木曾町	19人
木曾町	48人
木祖村	11人
王滝村	6人
大桑村	14人
麻績村	11人
生坂村	12人
山形村	19人
朝日村	12人
筑北村	29人
池田町	35人
松川村	24人
白馬村	21人
小谷村	19人
坂城町	39人
小布施町	17人
高山村	18人
山ノ内町	44人
木島平村	21人
野沢温泉村	16人
信濃町	31人
飯綱町	34人
小川村	18人
栄村	13人